



県 章

滋賀県公報

平成 26 年 (2014 年)
3 月 17 日
号 外 (2)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

| | |
|------------------------------------|---|
| 監査の結果に関する報告の公表公告..... | 1 |
| 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... | 5 |

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成25年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月17日

| | |
|---------|-----------|
| 滋賀県監査委員 | 野 田 藤 雄 |
| ” | 平 居 新 司 郎 |
| ” | 山 田 実 |
| ” | 谷 口 日 出 夫 |

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

| 監査執行対象機関名 | 監査執行年月日 |
|---------------|------------|
| 消防学校 | 平成26年3月5日 |
| 消費生活センター | 平成26年3月5日 |
| 近代美術館 | 平成26年2月12日 |
| 男女共同参画センター | 平成26年3月5日 |
| 政策研修センター | 平成26年3月5日 |
| 琵琶湖環境科学研究センター | 平成26年1月30日 |
| 琵琶湖博物館 | 平成26年3月5日 |
| 南部流域下水道事務所 | 平成26年2月4日 |
| 北部流域下水道事務所 | 平成26年3月5日 |
| 森林センター | 平成26年3月5日 |
| 精神保健福祉センター | 平成26年2月12日 |
| 食肉衛生検査所 | 平成26年1月29日 |
| 動物保護管理センター | 平成26年3月5日 |
| 中央子ども家庭相談センター | 平成26年3月5日 |
| 彦根子ども家庭相談センター | 平成26年1月14日 |
| 平和祈念館 | 平成26年3月5日 |
| 衛生科学センター | 平成26年1月30日 |
| リハビリテーションセンター | 平成26年2月5日 |
| 近江学園 | 平成26年1月28日 |
| 総合保健専門学校 | 平成26年2月5日 |
| 看護専門学校 | 平成26年3月5日 |
| 淡海学園 | 平成26年3月5日 |
| 計量検定所 | 平成26年2月4日 |

| | |
|----------------|---------------|
| 工業技術総合センター | 平成26年 3 月 5 日 |
| 東北部工業技術センター | 平成26年 3 月 5 日 |
| 高等技術専門校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 病虫害防除所 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 家畜保健衛生所 | 平成26年 1 月29日 |
| 農業技術振興センター | 平成26年 3 月 5 日 |
| 畜産技術振興センター | 平成26年 1 月23日 |
| 水産試験場 | 平成26年 2 月 6 日 |
| 愛知川流域田園整備事務所 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 芹谷地域振興事務所 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 北川水源地域振興事務所 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 総合教育センター | 平成26年 2 月 7 日 |
| びわ湖フローティングスクール | 平成26年 3 月 5 日 |
| 図書館 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 河瀬中学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 守山中学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 水口東中学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 膳所高等学校 | 平成26年 2 月17日 |
| 大津清陵高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 堅田高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 東大津高等学校 | 平成26年 1 月24日 |
| 北大津高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 大津高等学校 | 平成26年 2 月14日 |
| 石山高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 瀬田工業高等学校 | 平成26年 1 月24日 |
| 瀬田高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 大津商業高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 彦根東高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 河瀬高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 彦根西高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 彦根工業高等学校 | 平成26年 1 月27日 |
| 彦根翔陽高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 長浜高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 長浜北高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 虎姫高等学校 | 平成26年 1 月31日 |
| 伊香高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 長浜農業高等学校 | 平成26年 2 月 3 日 |
| 長浜北星高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 八幡高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 八幡工業高等学校 | 平成26年 1 月27日 |
| 八幡商業高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 草津東高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 草津高等学校 | 平成26年 2 月14日 |
| 玉川高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 湖南農業高等学校 | 平成26年 2 月10日 |
| 守山高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 守山北高等学校 | 平成26年 2 月13日 |
| 栗東高等学校 | 平成26年 3 月 5 日 |
| 国際情報高等学校 | 平成26年 2 月17日 |
| 水口高等学校 | 平成26年 1 月28日 |

| | |
|----------|------------|
| 水口東高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 甲南高等学校 | 平成26年1月10日 |
| 信楽高等学校 | 平成26年1月10日 |
| 野洲高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 石部高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 甲西高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 高島高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 安曇川高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 八日市高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 能登川高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 八日市南高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 伊吹高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 米原高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 日野高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 愛知高等学校 | 平成26年3月5日 |
| 盲学校 | 平成26年2月6日 |
| 聾話学校 | 平成26年3月5日 |
| 北大津養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 鳥居本養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 長浜養護学校 | 平成26年1月14日 |
| 長浜高等養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 草津養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 守山養護学校 | 平成26年2月7日 |
| 甲南高等養護学校 | 平成26年1月10日 |
| 野洲養護学校 | 平成26年2月13日 |
| 三雲養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 新旭養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 八日市養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 愛知高等養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 甲良養護学校 | 平成26年3月5日 |
| 大津警察署 | 平成26年3月5日 |
| 草津警察署 | 平成26年2月10日 |
| 守山警察署 | 平成26年3月5日 |
| 甲賀警察署 | 平成26年1月23日 |
| 近江八幡警察署 | 平成26年3月5日 |
| 東近江警察署 | 平成26年3月5日 |
| 彦根警察署 | 平成26年3月5日 |
| 米原警察署 | 平成26年3月5日 |
| 長浜警察署 | 平成26年2月3日 |
| 木之本警察署 | 平成26年1月31日 |
| 高島警察署 | 平成26年3月5日 |
| 大津北警察署 | 平成26年3月5日 |

(注) 平成26年3月5日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

近江学園

近江学園使用料等について、平成25年10月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,036,675円増加し、8,341,028円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

八幡商業高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成20年11月から正当支給額を上回って支給され、67,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%:3件、90%:1件)発生し、保険を含めて1,542,355円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

彦根警察署

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%:2件、未確定:1件)発生し、保険を含めて634,611円が支払われているほか、公用車および相手方に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（6件）

- ・ 調定もれがあるもの（農業技術振興センター）
- ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（北大津高等学校、八幡工業高等学校、石部高等学校、安曇川高等学校）
- ・ 生産品の引継ぎ、受入れの処理が適当でないもの（野洲養護学校）

(イ) 支出関係（1件）

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの（伊香高等学校）

(ウ) 契約関係（10件）

- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの
（計量検定所、工業技術総合センター、高等技術専門校、水口東高等学校、甲西高等学校、愛知高等学校、新旭養護学校）
- ・ 予定価格が適正に作成されていないもの（大津警察署）
- ・ その他契約に係る事務処理が適当でないもの（琵琶湖博物館、淡海学園）

(エ) 工事関係（1件）

- ・ 設計変更の手続が適切でないもの（消防学校）

(オ) 財産関係（24件）

- ・ 物品の適正な管理を求めたもの
（精神保健福祉センター、大津清陵高等学校、堅田高等学校、東大津高等学校、石山高等学校、彦根東高等学校、八幡工業高等学校、草津高等学校、湖南農業高等学校）
- ・ 不用決定、処分の手続が適正でないもの（琵琶湖博物館、八幡工業高等学校、三雲養護学校、大津警察署）
- ・ 公用車の事故の防止を求めたもの
（琵琶湖環境科学研究センター、彦根子ども家庭相談センター、衛生科学センター、長浜高等養護学校、甲良養護学校、守山警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、米原警察署、長浜警察署、大津北警察署）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（14件）

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの
（消防学校、工業技術総合センター、高等技術専門校、堅田高等学校、石山高等学校、米原高等学校、野洲養護学校）
- ・ 証紙による収入事務が適正でないもの（家畜保健衛生所）
- ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、総合保健専門学校、瀬田高等学校、甲西高

等学校、甲賀警察署)

(イ) 支出関係 (43件)

- ・諸手当等の支給を誤っているもの

(衛生科学センター、計量検定所、堅田高等学校、北大津高等学校、大津高等学校、大津商業高等学校、彦根東高等学校、彦根工業高等学校、長浜高等学校、伊香高等学校、長浜北星高等学校、八幡高等学校、湖南農業高等学校、栗東高等学校、国際情報高等学校、信楽高等学校、石部高等学校、甲西高等学校、安曇川高等学校、日野高等学校、聾話学校、長浜高等養護学校、甲南高等養護学校、野洲養護学校、三雲養護学校、新旭養護学校、大津警察署、甲賀警察署、彦根警察署、木之本警察署)

- ・旅費の支給を誤っているもの

(消防学校、琵琶湖博物館、東大津高等学校、長浜高等学校、長浜農業高等学校、八幡工業高等学校、湖南農業高等学校、栗東高等学校、信楽高等学校、甲西高等学校、安曇川高等学校、三雲養護学校、八日市養護学校)

(ウ) 契約関係 (1件)

- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの (聾話学校)

(エ) 財産関係 (7件)

- ・物品の適正な管理を求めたもの (彦根工業高等学校、虎姫高等学校、八日市南高等学校)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの (近江学園、計量検定所、甲南高等学校、新旭養護学校)

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成26年1月10日から平成26年3月5日までの間に実施した115機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 交通安全教育の徹底について (各県立学校)

本県では、学校が最寄りの鉄道駅から離れて立地している場合が多く、自転車で通学せざるを得ない生徒が少なくない。

県下では、昨年、自転車通学途中の生徒が死亡する痛ましい交通事故が発生している。

また、全国的には、交通ルール違反や交通マナーを守らなかったことにより、歩行者を死傷させる自転車事故が多発しており、加害者として多額の賠償責任を問われているケースもある。

各県立学校においては、平素から生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、教職員と保護者による通学路上の交通安全指導活動等も行われているが、平成25年12月1日には改正道路交通法が施行され、自転車の通行方法等に関するルールが強化されたところでもあり、新ルールの周知徹底も含めて、交通安全教育の充実がより一層求められている。

については、警察等関係機関との連携を強化し、これまで以上に保護者と協働して交通安全推進活動に取り組むなど、「生徒が被害者にも加害者にもならない」交通安全教育の徹底を図られたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年3月17日

滋賀県監査委員 野 田 藤 雄
 " 平 居 新 司 郎
 " 山 田 実
 " 谷 口 日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

| | |
|-------------------|---|
| 監 査 執 行 対 象 機 関 名 | 甲賀健康福祉事務所 |
| 監 査 執 行 年 月 日 | 平成25年6月3日・7月5日 |
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日 | 平成25年8月7日 |
| 監 査 の 結 果 | 生活保護費返還金について、平成25年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ716,268円増加し、 |

2,830,848円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成25年4月末日現在の収入未済額2,830,848円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、11,000円を収納することができた。

残る未済額2,819,848円(平成26年1月末現在)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。

また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、関係機関と連携し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

| | |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名 | 湖東健康福祉事務所 |
| 監査執行年月日 | 平成25年5月23日・7月5日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年8月7日 |
| 監査の結果 | 生活保護費返還金について、平成25年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ446,998円増加し、739,998円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。 |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成25年4月末日現在の収入未済額739,998円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、2名の方から計20,000円を収納することができた。 残る未済額719,998円(平成26年1月末現在)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。 また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。 |

| | |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名 | 湖北健康福祉事務所 |
| 監査執行年月日 | 平成25年5月27日・7月5日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年8月7日 |
| 監査の結果 | 生活保護費返還金について、平成25年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,339,315円増加し、8,760,612円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。 |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成25年4月末日現在の収入未済額8,760,612円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、55,500円を収納することができた。 残る未済額8,705,112円(平成26年1月末)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。 また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めていく。 |

| | |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名 | 湖東土木事務所 |
| 監査執行年月日 | 平成25年6月20日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年8月7日 |
| 監査の結果 | 河湖占用料等について、平成25年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ315,403円増加し、776,739円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。 |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | 平成25年4月末現在の収入未済額776,739円について、平成26年1月末現在の収入未済額は、766,739円となっています。これまでの取組として、未納者への督促状の送付や預貯金調査を行うとともに、未納者宅を訪問 |

し納付促進に努めてきました。平成25年4月末現在回収に至っていない状況にありましたが、大口の未納者につきましては、自宅訪問等による督促の結果、平成26年2月より分納により支払う旨の誓約書が提出されました。

今後はこれが確実に実行されるか注視をしていくとともに、引き続き未納者宅を訪問し納付促進に努め、関係機関と協議し、税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続きを進めていきます。

| | |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名 | 総務部総務課 |
| 監査執行年月日 | 平成25年7月25日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>専修学校等修学奨励資金貸付金について、平成25年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ520,553円増加し、6,379,435円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>専修学校等修学奨励資金貸付金については、納入義務者への文書による督促回数を増加するとともに、文面も工夫することにより納入促進を図ったところ、平成26年1月末時点で平成24年度以前の調定分については183,405円収納することができました。</p> <p>今後、債務者の生活状況を把握している市町担当課および債務者の多くが重複している教育委員会と連携しながら、債務者に対して返還義務の周知徹底を図るとともに、償還指導を粘り強く行うことにより、収納促進に努めてまいります。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 監査執行対象機関名 | 土木交通部監理課 |
| 監査執行年月日 | 平成25年7月30日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>通勤手当の支給において、認定誤りにより平成19年4月から正当支給額を上回って支給され、234,850円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>通勤手当の支給において、最短経路での認定を誤り、過払いとなっている支給額を5年間に遡り171,100円の戻入措置を行い、平成25年8月21日に完納した。</p> <p>また、他の認定内容についても、同様の誤りがないか確認するとともに、併せて通勤距離の測定にあつてはインターネットの地図ソフトによる通勤経路および最短経路の確認を行うなど、認定誤りのないよう努めている。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名 | 土木交通部流域政策局 |
| 監査執行年月日 | 平成25年8月2日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて831,845円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>公用車による交通事故防止については、交通事故防止講習会への参加や、関係通知等を局員に周知するなど、交通ルールの遵守や安全運転の意識を高めるよう努めてきたが、事故発生後においても、職場研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や再発防止策の話し合いを実施するなどして、安全運転の徹底を図った。</p> <p>今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対し定期的に職場研修を実施するとともに、交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていく。</p> |

| | |
|-----------|---------------|
| 監査執行対象機関名 | 教育委員会事務局学校教育課 |
| 監査執行年月日 | 平成25年7月29日 |

| | |
|---------------------|--|
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>高等学校奨学資金貸付金の返還金について、平成25年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ37,239,448円増加し、160,976,896円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>貸付時や貸付終了時に、奨学生に対し債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図るとともに、日々の債権管理をきめ細かく行い、滞納者に対して早期に催告を実施することで滞納額の増加に歯止めをかけることや、全庁をあげた債権回収の仕組みや司法制度を活用するなど、収入未済の解消に向けた取組を進めた結果、平成26年1月末時点で回収した未収金は29,644,958円であり、昨年度の年間実績の4倍以上の金額を回収することができた。</p> <p>また、現年度の調定額に対する収納率も1月末時点で平成24年度の73.3%に対して、平成25年度は80.4%と向上している。</p> <p>次年度以降も引き続き、きめ細かな債権管理と粘り強い納付催告を徹底していくこととしたい。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名 | 教育委員会事務局人権教育課 |
| 監査執行年月日 | 平成25年7月26日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の返還金等について、平成25年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ12,048,582円増加し、99,452,003円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、また、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成26年1月末日現在で4,095,934円を収納した。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 監査執行対象機関名 | 警察本部 |
| 監査執行年月日 | 平成25年8月9日 |
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の結果 | <p>(7) 職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、1,103,428円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(捜査第二課)</p> <p>(4) 職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,144,418円が支払われているほか、公用車に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動捜査隊)</p> <p>(7) 職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,117,134円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(交通機動隊)</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての教養重点項目に「自動車運転技能の向上」を掲げ、乗車時における注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等による指導・教養を有効に活用するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。</p> <p>(1) 交通事故の態様や原因により、必要があるときは所属の責任者等を本部に招致して本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属にも周知するなど注意喚起を促し、同種事故の未然防止を図っている。</p> <p>(2) 交通事故の当事者となった職員について、事故の態様等により必要があるときは、滋賀県警察自動車運転</p> |

技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消・停止や級位の降格措置を行うとともに、自動車運転技能訓練に参加させるなど、職員の運転技能及び安全意識の向上に努めている。

- (3) 助手席同乗者の責務を明らかにするため、職員に「助手席同乗者マニュアル」を作成・配付し、運転者と助手席同乗者が一体となって、公用車の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。
- (4) 交通事故事例を題材にしたグループ別検討会の実施や各所属の朝礼時等において出席者全員による「安全運転五則」の唱和を実施することにより交通安全意識の高揚を図っているほか、運転中におけるヒヤリハットの体験ならびにこの経験を教訓として実践している事故防止方策を職員に発表させ、所属職員の日常運転に生かすなど事故の未然防止に努めている。
- (5) 職員の体調等を把握することを目的とした「セーフティチェック表」を毎朝提出させて健康状態を確実にチェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に努めている。
- (6) 有過失の交通事故を起こした職員について「運転者管理カード」を作成して、このデータを基に複数の交通事故当事者を優先して運転技能訓練を受講させるなど、適正な指導に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

| | |
|---------------------|--|
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日 | 平成25年 8 月 7 日 |
| 監 査 の 意 見 | <p>(1) 「特別徴収」の促進について（各県税事務所）</p> <p>個人県民税は、市町において個人住民税として賦課徴収され、その徴収方法については、地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収するよう規定されているが、本県では、給与所得者のうち特別徴収している者は74.6%にとどまっており、また県税の収入未済額の概ね4分の3を個人県民税の収入未済が占めている状況にある。</p> <p>各県税事務所においては、平成21年度から市町と連携して個人住民税に係る特別徴収への切替の強化に取り組み、一定の成果をあげてきているところであるが、引き続き事業者や関係団体に対して、個人住民税の特別徴収制度の周知徹底を図るとともに、市町が行う特別徴収義務者の指定促進に向けて積極的な支援に取り組まれない。</p> |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | <p>（西部県税事務所）</p> <p>個人住民税に係る特別徴収への切替については、大津市・高島市を所管する各々の近畿税理士会等に対して、個人住民税の特別徴収制度の事業者への周知ならびに広報媒体への掲載を依頼した。</p> <p>また、大津市が独自に進めている特別徴収義務者の指定強化の取組が実効あるものとなるよう課題の整理や県の連携方法について市と意見交換を行うとともに、特別徴収への切替に応じない事業者を選定し、市職員と訪問するなど制度周知に取り組んだ。</p> <p>今後、滋賀県地方税務協議会で検討している更なる指定強化のためのガイドラインに沿って、当該取組が同協議会西部・南部ブロックでの広域的な取組に繋がるよう南部県税事務所とも協議、検討することとした。</p> <p>（南部県税事務所）</p> <p>当所では、各市による事業者への特別徴収の働きかけに資するため、管内各市を所管する近畿税理士会草津支部および公益社団法人草津納税協会を通じて、個人住民税の特別徴収制度の事業者への周知を図るとともに、各団体の広報媒体への周知文の掲載を依頼するなど、啓発活動に努めた。</p> <p>また、それぞれの市とは、特別徴収義務者の指定促進に向けた取組について、課題を整理しながら県の支援方法に関して意見交換を行った。</p> <p>今後、滋賀県地方税務協議会で検討している更なる指定強化のためのガイドラインに沿って、特別徴収義務者の指定を協議会西部・南部ブロックでの広域的な取組として効果的に実践できるよう、西部県税事務所および同事務所管内市とも協議しつつ、管内各市の円滑な取組に資するよう連携して情報提供や支援を行う。</p> <p>（中部県税事務所）</p> <p>近江八幡税務署および水口税務署管内の各々の近畿税理士会および納税協会に対して、個人住民税の特別徴収制度の事業者への周知ならびに広報媒体への掲載を依頼するとともに、前年度に引き続き東近江市と連携して、普通徴収を行っている事業者に対し、特別徴収への切替指導に取り組んだ。</p> <p>また、滋賀県地方税務協議会に設けられた「個人住民税の特別徴収義務者指定促進に関する勉強会」へ参加</p> |

し、指定強化の取組における広報の進め方に関して管内市町と検討を行った。

今後、滋賀県地方税務協議会で検討している更なる指定強化のためのガイドラインに沿って、管内市町とともに特別徴収の一層の促進に取り組んでいくこととしている。

(東北部県税事務所)

収入未済額を縮減し県税収入の確保を図ることは税務業務の使命であり、全職員一丸となって、県税事務運営方針や当所の滞納整理強化方針に基づき、的確かつ迅速な対応に努めてきた。

特に個人住民税の賦課徴収は市町の固有の事務であるものの、その4割が県民税として払い込まれることから、当事務所の「平成25年度組織目標」達成に向けての主な手段・方策等の1つに「個人住民税収入未済額縮減に向けた管内市町との連携強化」を掲げ、個人住民税に係る滋賀県地方税務協議会東北部ブロック会議を例年より一か月前倒しで開催し、特別徴収を行っていない事業者に対して県と市町が合同で文書および訪問による特別徴収の実施に向けた要請を行った。

また管内の税理士会の会合に県・市町職員が赴き、特別徴収の促進に向けた説明を行ったほか、管内納税協会の協力を得て広報紙に個人住民税に係る制度説明を掲載し広報活動を実施した。

今後、滋賀県地方税務協議会で検討している更なる指定強化のためのガイドラインに沿って、管内市町とともに特別徴収の一層の促進に取り組んでいくこととしている。

| | |
|-----------|-------------|
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
|-----------|-------------|

| | |
|-------|--|
| 監査の意見 | |
|-------|--|

(1) 滋賀の魅力発信について(知事直轄組織広報課、総合政策部企画調整課)

本県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や文化・歴史資源に恵まれ、また、優れた産物などが豊富であるにもかかわらず、単体での発信力が弱く全国の認知度は低い状況にある。

県では地域のイメージアップや個別の商品・サービスの向上、さらには県内外への効果的な発信を進めるため、平成22年度に「滋賀・びわ湖ブランド戦略」を策定し、産学官連携によるブランド発信への支援や庁内横つなぎによる地域ブランドの推進に取り組んでいる。

本県の魅力を発信するためには、産学官や県民など様々な関係者が連携し、目に見える形で成果を残していくことが重要であることから、産学官等の幅広い関係者で平成23年に設立された「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」の活動が早期に軌道に乗るよう、必要な支援に努められたい。

また、広報所管課においては、本県の認知度向上のためこれまで蓄積した情報発信に関するノウハウを活かし、パブリシティの一層効果的な活用など、本県の県外広報戦略について引き続き検討されたい。

| | |
|---------------------|--|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | |
|---------------------|--|

(知事直轄組織広報課)

広報課としては、県政の重要な取組や事業の中から、県外の方々にも理解していただきたいタイムリーな事項、県外の方々の行動につながるような旬の話題といった視点で県外向けに広報する項目を選定し、限られた予算の中で、発信したい内容に沿った対象者に効果的に情報が提供できる広報媒体の選定に努めている。

また、これまでに構築したマスコミ媒体等とのつながりを活かし、記事等にさせていただけるよう、話題になりそうな、また興味を持ってもらえそうな滋賀の魅力発信に資する情報を提供している。

限られた予算・人的資源の中、効果的な県外発信を行うには、従来にも増して、戦略的な情報発信、部局横つなぎによる集中的な発信が必要になることから、庁内に設置している「広報広聴連絡員会議」や「滋賀・びわ湖ブランド推進調整会議」などでも議論を深め、一層効果的な県外広報に努めていきたい。

(総合政策部企画調整課)

本県の魅力を発信し、地域のイメージを向上させ、地域のブランド力を確立することは、県産品の消費拡大や観光客、交流人口の増加など地域の活性化につながるとともに、県民が滋賀の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感する上でも重要である。

そのためには、個別の商品やサービスのブランド化の取組や、様々な関係者と連携しながら取り組んでいく必要があることから、ブランド推進組織「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」を平成23年7月に産学官で設立し、ネットワークの一員として参画するとともに、事務局機能を担うなどその運営の支援をしている。

「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」では、平成24年度にポータルサイトを開設したほか、平成25年度には「滋賀・びわ湖ブランド展」を開催し、会員それぞれが持つ資源を持ち寄り、活用しながら本県の多様な魅力の発信を行ったところであり、この取組を通じて新たな団体の加入があるなど、一定の拡がりも出てきたところである。

今後とも、ネットワークの取組に積極的に関わりながら、本県のブランド力の向上に取り組んでまいりたい。

| | |
|--|-------------|
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日 | 平成25年11月25日 |
| 監 査 の 意 見 | |
| <p>(2) 有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保と新たな捕獲体制・技術の研究について（琵琶湖環境部森林政策課、自然環境保全課）</p> <p>本県の主な野生獣による農作物被害額は、平成24年度で約3億47百万円におよんでいることから、平成24年度には鳥獣被害対策本部を設置するなど市内一丸となって対策を進めているところである。</p> <p>しかし、対策の一つである捕獲による個体数管理については、捕獲の担い手となる狩猟免許所持件数が約2,000件前後で推移し、昭和50年当時の3分の1に減少している。また、60歳以上の高齢者の割合が年々増加し、過半数を占める状況となっており、今後、担い手がさらに減少することが見込まれることから、その確保が大きな課題となっている。</p> <p>このため、県では、担い手確保のための取組を始めているところであるが、中長期的な視点にたち、鳥獣保護管理のスペシャリストの養成など国・広域連合・市町と連携して戦略的かつ効果的な取組を進められたい。併せて、効率的かつ安全な捕獲が可能となるよう、新たな捕獲手法についても研究を進められたい。</p> | |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | |
| <p>（琵琶湖環境部森林政策課）</p> <p>新たな捕獲手法の研究については、これまで高標高域・奥山での捕獲が進んでいないことから、平成24年度より、「ニホンジカ防除対策モデル事業」によりニホンジカの行動調査を実施し、実施可能かつ効率的な捕獲手法を検証する取組を実施している。また、平成25年度からは、市町境界付近の鳥獣保護区を中心とした特定の地域に、県が猟友会に委託し捕獲隊を派遣する取組を実施している。</p> <p>また、くくりわな、箱わなに加え、一度に大量の捕獲を目的とする囲いわなや自動捕獲のためのセンサー付きのわな等の導入を進めている。こうした新たな捕獲手法の研究により、捕獲の推進を図っているところである。</p> <p>（琵琶湖環境部自然環境保全課）</p> <p>個体数の著しい増加や分布拡大により生態系や農林業に深刻な被害を与えているニホンジカやイノシシ等については、適切な個体群管理を図るため、安全かつ効果的に捕獲を行う仕組みの構築が必要となってきている。</p> <p>現在の個体群管理のための捕獲の担い手については、一般狩猟者、自衛のための捕獲者である農林業者等、生活環境や生態系等の公益を守るために市町等が組織する捕獲者の3つに大別でき、これらの捕獲者はいずれも相互に関連している。</p> <p>しかし、計画的かつ大規模な個体数調整のための捕獲や、高標高地帯等での捕獲については、従来の捕獲体制だけでは対応が難しい場合もある。</p> <p>このため、今後は狩猟のイメージ向上や若者を狩猟に呼び込む取組を行うとともに、関西広域連合と連携して、鳥獣の捕獲等に専門性を有する担い手を育成するなどの取組や、シャープシューティング（給餌などにより確実に狙撃すること）といった先進的な捕獲手法などについて来年度から研究することとした。</p> | |

| | |
|---|-------------|
| 監 査 結 果 報 告 年 月 日 | 平成25年11月25日 |
| 監 査 の 意 見 | |
| <p>(3) 申請事務の処理について（土木交通部住宅課）</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請にかかる事務処理が、1年以上におよんでいる事案が複数見受けられた。</p> <p>いずれも申請書類等の不備から申請者に対する確認等に時間を要しているものであるが、あまりにも長期にわたる事務処理は好ましいものとはいえない。</p> <p>については、当該申請事務にかかる標準処理期間の設定など適切な事務処理が行われるよう改善を図られたい。</p> | |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | |
| <p>（土木交通部住宅課）</p> <p>事務処理が1年以上におよんでいた事案2件のうち、1件については申請者による申請書類の訂正が完了したため登録を行った。残る1件については申請者から「サービス付き高齢者向け住宅事業申請取り下げ届出書」が提出されたため届出を受理した。</p> | |

また、今後の事務処理をより適正に行うため、平成26年1月に当該申請事務にかかる標準処理期間を設定するとともに、平成26年2月に「滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要領」の一部を改正し事前審査制度を導入した。

| | |
|---------------------|--|
| 監査結果報告年月日 | 平成25年11月25日 |
| 監査の意見 | <p>(4) 中・高一貫教育について (教育委員会事務局学校支援課、学校教育課)</p> <p>本県では、平成15年度から高等学校との併設型中学3校(河瀬、守山、水口東)を設置して、中高一貫教育に取り組み、今年で11年目を迎えた。この間、確かな学力や生きる力、個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育むことを目指して各校で特色ある教育活動に取り組み、一定の成果を挙げているところである。</p> <p>中高一貫教育の方向性として、他都道府県では例えば大学進学に特化し学力の伸長に大きな成果を挙げているところもあるが、本県では高校進学時における他校受験が見受けられるなど課題も明らかになりつつある。</p> <p>そこで、これまでの本県における中高一貫教育の取組実績やその成果について、保護者や地域での評価等を踏まえつつ検証を行うとともに、本県の目指す中高一貫教育の今後のビジョンを明確にされたい。</p> |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | <p>(教育委員会事務局学校支援課、学校教育課)</p> <p>本県では、平成15年度に新たな学校選択肢を提供することを目的として、併設型中高一貫教育校を3校設置し、6年間の特色ある教育課程のもとで、個性や創造性を伸ばす教育を展開してきた。中高一貫教育を行う各学校においては、6年間の計画的、継続的な教育が可能であるという利点を生かして、学校設定科目を設け、体験的学習活動に取り組むなど、特色ある教育課程を編成し、多様な教育活動を展開している。</p> <p>また、国や県指定の各種事業にも積極的に取り組み、興味・関心・意欲を高め、学力の定着を進め、希望進路の実現につなげていくことができた。こうした成果を踏まえ、次年度の新規事業の指定に向け、工夫改善し意欲的な企画をしているところである。</p> <p>保護者や地域からも、社会性豊かな人間性の育成に向けた中高一貫教育の取組に対して、進路指導等においても安定した評価がなされ、受検倍率も平均して約4倍であり県民の期待の高さを感じることができる。</p> <p>このように制度導入時から11年目を迎え、生徒の表現力の豊かさや読書量の多さ、リーダーシップの伸長等、中高一貫教育のねらいとしてきたことはほぼ達成できている。一方、高校進学時における他校受験の課題に対しては、これからも生徒の自己実現に向け、一人ひとりの希望進路の保障ができるように、よりきめ細かな指導をしていくこととする。</p> <p>今後も、国や他都道府県の動向を視野に置き、「生きる力」を培う21世紀型の学力の育成に向け、各学校の特色化が推進できるように指導していくこととする。</p> <p>なお、平成24年12月に策定した県立高等学校再編基本計画において、中高一貫教育校は当面は既設3校としながら、県立高等学校再編による生徒の動向を見据えつつ検討を行うとしている。</p> |